

契 約 変 更 理 由 書

工事名	垂水小学校校舎棟建設工事その2
変更契約概要	
1. 工期延長及び工期延長に係る共通費の変更	
変更契約理由	
1. 当該工事発注後に、工事場所北側の土地を垂水小学校の運動用地とするために、教育委員会が取得し、「垂水小学校北側建物解体撤去他工事」として解体工事を行っている。短期間で効率的に解体撤去作業を行うために、大型車両や大型重機の使用が不可欠であるが、当該敷地までの道路は狭隘であるため、大型車両の出入りが不可能であったため「垂水小学校校舎棟建設工事その2」において確保されている工事車両動線及び工事ヤードを使用せざるをえず、共有で使用してきた。そのため、解体撤去工事が完成するまでは工事車両動線及び工事ヤード部分について、グラウンド整備工事・外構工事を施工することができなかった。この度、解体撤去工事の施工完成の目途が立ち、工程を見直したところ、242日の工期延長が必要となった。また、上記工期延長に伴い、共通費が増加となった。	